

平成25年度第3回鳥羽市環境保全審議会事項書

日時：平成26年2月26日（水）
14時00分～16時00分
場所：鳥羽市役所 本庁舎3F
市議会 第3委員会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項について

- (1) 平成24年度鳥羽市環境保全審議会報告について（資料1）
- (2) 平成25年度公害の種類別苦情件数について（資料2）
- (3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について
 - ①平成24年度温室効果ガス排出量について（資料3）
 - ②内部環境監査の報告について（資料4）

4. 審議事項について

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について（資料5）

平成24年度第1回鳥羽市環境保全審議会議事要旨



日 時：平成24年11月27日（火） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会 第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第一回環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成24年度第1回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の細木よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成24年度鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日はその第1回目として、地球温暖化についての基礎的な研修と鳥羽市地球温暖化地域推進計画の策定についての説明を行います。

研修については、三重県環境生活部地球温暖化対策課服部主幹に「地球温暖化対策地域推進計画について」お話いただきます。

その後、環境課より鳥羽市地球温暖化地域推進計画の策定の説明をさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

3. 鳥羽市環境保全審議会規則と委員名簿について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中10名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

次に「会長、副会長の選出」でございますが、今回は「地球温暖化対策地域推進計画」とは、どういうものであるかを知っていただく機会のあると考えておりますので、次回、第2回の審議会で「会長、副会長の選出」をさせていただきたいと考えております。いかがお取り計らいさせていただきますでしょうか。

〔委員〕

事務局一任の声あり

〔事務局〕

それでは、「会長、副会長の選出」については、第2回の審議会で諮りたいと思います。

皆様の拍手で確認させていただきます。

〔委員〕

拍手

〔事務局〕

次に事務局より、鳥羽市環境保全審議会と鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画との関係について説明させていただきます。

〔事務局〕

鳥羽市環境保全審議会は市長の諮問機関であり、良好な環境の確保に関する基本的事項又は重要な事項を調査審議するものとして開催しています。例年は苦情件数の報告・地球温暖化防止実行計画の温室効果ガス排出量の報告など1回の開催ですが、平成22年度から継続審議となっている鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画を策定するにあたり、環境保全審議会の委員の皆さんで協議してもらうため、今年度3回の予定で会議を開催させていただきます。

〔事務局〕

では、事項書に従いまして進めていきたいと思っております。委員の皆様に自己紹介をお願いします。

（席順に自己紹介）

〔事務局〕

ありがとうございます。「地球温暖化対策地域推進計画について」 三重県環境生活部 地球温暖化対策課 地球温暖化対策グループ 服部主幹にご説明いただきたいと思います。服部様よろしくお願いたします。

4. 地球温暖化対策地域推進計画について〔三重県環境生活部 地球温暖化対策課 服部主幹〕

〔服部氏説明〕

5. 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について

〔事務局〕

今回紹介させていただく資料は、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルを基に作成しました。この策定マニュアルは地方公共団体が区域での対策・施策を推進する足がかりとなるものと位置づけられていますので、このマニュアルを使わせていただきました。

そのマニュアルにもあるとおり、事務局では内容を4つに分けて構成しました。その内容は、「計画の基本的な考え方」「目標」「具体的な取組事項」「計画の推進と点検・評価・見直し」です。

「計画の基本的な考え方」としましては、1. 計画策定の背景 2. 計画の目的 3. 計画の位置づけ 4. 計画の期間 5. 計画の対象範囲 6. 対象とする温室効果ガス 7. 温室効果ガスの排出量 「目標」として温室効果ガス削減目標を明記させていただいています。

イメージしやすいように基準年度は鳥羽市地球温暖化防止実行計画と同じ2008年度に設定してありますが、こちらの基準年度・削減数値目標及び「具体的な取組事項」「計画の推進と点検・評価・見直し」この2点を重点的に審議会の皆さんで協議してもらい、構築していただきたいと思います。

平成26年度の施行を目指し、徐々に形にしていきたいと思いますので、服部さんの説明を参考に、皆さん次回の審議会までに「具体的な取組事項」をイメージしておいて下さい。

あと、策定のスケジュールですが、今年度審議会を残り2回予定しており、1月と2月に開催したいと思います。平成25年度に関しては、7～9月の間に1回、10～12月の間に1回、1～3月の間に1回、計3回を予定しています。

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：委員に女性の登用が少ないように思うが

事務局：前回の審議会までは婦人会も委員でありました。平成24年度から辞退の申し出があった経緯もあり、今回の女性委員である鳥羽環境を考える会ふうせんかずら・鳥羽市生活学校の委員の方に、女性の視点からみた意見をこの審議会に反映していただきたいと思います。

委員：地域推進計画策定スケジュールに市民会議とあるが、この地域推進計画に市民会議の意見を反映させなくてよいのか？

事務局：本来は、審議会と書かれているところが市民会議であったため、このようになっているが、平成22年度から庁内検討委員会等によって、市民会議をどう行うか検討・準備していました。県の地球温暖化対策課にも相談に乗ってもらい、地域推進計画用の検討委員（市民会議）を設立すると、審議会と二重で話を進めることになるので、審議会でも地域推進計画を協議していくことでよいのではないかと助言をいただいたので、このような形を取らせていただきました。

委員：鳥羽市地球温暖化対策実行計画と地域推進計画は別のものか？

事務局：「地球にやさしい日」等の取り組みを行っている実行計画は、あくまで市役所庁内のものであり、地域推進計画は市民に向けたものであるため、併せて1つの計画とするものではありません。

委員：2008年度から0%削減とあるが、現在は景気も悪く企業も節電を意識して取り組んでいる。この景気が悪い近年を基準年度にして意味があるのか？

事務局：「具体的な取組事項」において、いろいろな取り組みを紹介することによって、家庭・事業者が取り組む目安となる。削減が目的というよりも、幅広く市民に取り組んでいただき、地球温暖化防止に努めていただくことが重要であります。

委員：「具体的な取組事項」がなかなか思い浮かばない

事務局：戸田家さんが、食用油をバイオディーゼル燃料に換える取り組み等を紹介することによって、地球温暖化に取り組んでいる事例がわかります。また、服部さんに紹介していただいた、鳥羽市の第五次総合計画のまちづくりの課題として「地域資源を活用した産業振興」と組み合わせた事例等を今後審議会でも協議してもらいたいと思います。

委員：削減数値目標0%削減とあるが、審議会でも決定してよいのか？

事務局：削減数値目標ありきで地域推進計画を策定すると、業務委託して数値を算出してもらうことになり、多額の経費がかかります。それよりも「具体的な取組事項」に重点を置いていただき、削減数値目標0%削減と今後審議会でも協議してもらい、最終的にはパブリックコメントを経て決定したいと思います。

委員：CO2排出量のイメージができない

県：なかなかイメージしにくいと思いますので、例えば製造業の場合

には、いま現在の出荷量に対してこれくらいのCO2排出量があるというイメージには繋がると思います。

そういった実生活に密着した考えから、CO2削減へと繋がっていけばよいと思います。

6. その他

〔事務局〕

それでは、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございます。ありがとうございました。

服部様ありがとうございました。

本日の貴重なご意見等につきましては、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」に反映し、平成26年度の施行を目指したいと思います。

ありがとうございました。

平成24年度第2回鳥羽市環境保全審議会議事要旨



日 時：平成25年1月18日（金） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市民文化会館 3F 中会議室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第二回環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。

ただいまから「平成24年度第二回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の細木よりご挨拶を申し上げます。

あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、またお寒い中、平成24年度第二回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、主に「温室効果ガスの排出量を削減するための基本的取組」について、鳥羽市地球温暖化防止実行計画と鳥羽市新エネルギービジョンの説明及び事業所の取組について紹介させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」が、市民・事業者・市における三位一体となった計画となるよう協議していただければと思っております。

本日はよろしくお願いたします。

2. 鳥羽市環境保全審議会規則と会長・副会長の選出について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中12名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

次に「会長、副会長の選出」でございますが、「鳥羽市環境保全審議会規則」第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

〔委員〕

事務局一任の声あり

〔事務局〕

それでは事務局より提案いたします。会長に古田正美委員、副会長に中村幸子委員をお願いしたいと思います。

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

〔会長〕

ただいま、会長に選出されました鳥羽水族館の古田でございます。よろしく申し上げます。

地球温暖化と言われて久しく、生態系の変化は伊勢湾・太平洋の海水が暖かくなり、獲れる魚にも変化がみえます。世界的には平均気温の上昇や、真夏日、熱帯夜が増加する傾向がみられ、鳥羽市においても地球温暖化の影響で年々海水温が高い状況にあり、漁業への影響も危惧されています。

地球温暖化問題は、私たちの活動が環境に及ぼす多くの問題の中でも特に重要なもののひとつであり、責任を持って取り組まなければなりません。

こうした状況の中で、環境保全審議会において、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」を策定することは重要であると考えています。

本日はよろしく申し上げます。

3. 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について

〔会長〕

では、事項書に従いまして進めていきたいと思っております。今回の審議会におきましては、主に「温室効果ガスの排出量を削減するための基本的取組」について、鳥羽市地球温暖化防止実行計画と鳥羽市新エネルギービジョンの説明及び事業所の取組、家庭での取組について紹介させていただきたいと思っております。では、資料3をご覧ください。事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

【鳥羽市地球温暖化防止実行計画の説明】

この実行計画とは、市役所独自で取組んでいる計画であります。この市役所内で取組んでいる計画を地域推進計画という形で、市全体で取組んでいくということで、委員の皆さんから意見をもらい、進めていきたいと考えています。

○ 実行計画策定の経緯

市では、平成 14 年度より ISO14001 の取組を開始し、職員に意識の浸透を目指してきましたが、独自に環境マネジメントシステムを行えるのではないということから、平成 20 年度をもって認証を返上し、地球温暖化防止実行計画を策定しました。

○ 計画の目的

「鳥羽市地球温暖化防止実行計画」は、市の事務・事業に関し、省エネルギー、省資源化などを推進することにより、温室効果ガスの排出抑制等を図るとともに、併せて地域の事業者や住民の意識の高揚を図り、地球温暖化防止対策を積極的に推進することを目的とします。

○ 計画の対象範囲

市の組織及び施設における全ての事業・事業を対象とします。

○ 具体的な取組事項

新エネルギーの導入推進、省エネルギーの推進、緑化の推進、廃棄物の減量・資源化の推進などを行い、具体的には、こまめに電源スイッチを切る・アイドル運転をしない・緑のカーテン事業の実施などを行っています。

○ 温室効果ガス排出量について

排出量は毎年環境保全審議会で報告させていただいています。平成 21 年度排出量は前年度比 1.4%増加し、平成 22 年度排出量は前年度比 1.0%減少しました。また、内部環境監査を実施しており、平成 24 年度内部環境監査の結果と平成 23 年度温室効果ガス排出量については、次回の環境保全審議会で報告させていただきます。

〔会長〕

では、資料 4 をご覧ください。事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

【鳥羽市新エネルギービジョンの説明】

○ 新エネルギービジョン策定の経緯

平成 17 年 2 月京都議定書が発効され、市における新エネルギーの導入や地域住民への普及啓発を図るため、経済産業省 NEDO の支援を得て、市としての新エネルギー導入の指針を示す鳥羽市新エネルギービジョンを策定いたしました。

○ 新エネルギービジョンの導入理由

「地球規模の環境問題への対応」と本市の特性を活かした新エネルギーの導入を促進することで、新しい産業の創出や雇用拡大の可能性などを示す「新エネルギーによる産業振興」になります。

○ 鳥羽市における新エネルギーの利用可能性

導入を検討する新エネルギーの利用方法・利用技術として、太陽光発電・風力発電・バイオガス・木質バイオマス・バイオディーゼル燃料・コージェネレーション・クリーンエネルギー自動車など 12 種類を紹介しています。

○ 新エネルギー導入プラン

鳥羽市における新エネルギー導入方針として、離島部の独立電源としての新エネルギー導入・BDF を用いた地域交流・新エネルギーの観光への活用・個々の家庭や事業者で導入可能な新エネルギーの普及推進など新エネルギー導入プランの展開を図ります。また、ビジョンの施策を推進するうえで、先行した取り組みが特に効果的と考えられる2つの事業（「BDF精製・利用プロジェクト」、「新エネ・エコスクールプロジェクト」）を重点プロジェクトとして取り上げています。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：初めてこの審議会に出席したが、この会議の趣旨は。

事務局：市役所で行っている実行計画はあるが、地球温暖化防止のために市全体で行う地域推進計画を策定することを目的としています。

委員：審議して決まったことを議会で了解を得て策定するのか。

事務局：報告はします。

会長：これまでの審議会には副市長が出席していて、会の趣旨を説明していた。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画とは、市役所から企業、市民に広めていくことだと考えています。

委員：温室効果ガス削減目標の基準年度や削減数値目標の年度が、西暦と元号どちらか一方ではなく、両方表示してほしい。

事務局：了解しました。

〔会長〕

次に、「温室効果ガスの排出量を削減するための基本的取組」として、事業所の取組について紹介をお願いします。

〔委員〕

【株式会社鳥羽水族館の取組について紹介】

○ 鳥羽水族館における地球温暖化対策への取り組み

鳥羽水族館では、地球温暖化対策推進会議の組織を立ち上げ、地球温暖化対策計画を作成し、計画の基本的な方向を示し、実施状況の点検及び評価の実施体制を整備して、京都議定書に沿った温室効果ガスの削減量を目指しています。鳥羽水族館では地球温暖化問題の解決に向け、温室効果ガ

スの抑制に務め、長期的、継続的に温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

- 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組み
燃料使用量の削減（具体的な取組み）
 - ・館内客側空調については、クレームのない程度に、運転・設定温度の調整を行う。
 - ・飼育水槽の温度調節については、展示及び飼育生物に支障のでない程度に温度の調節を行う。 など電気使用量の削減（具体的な取組み）
 - ・事務所等社員関係の場所の空調機器については、設定温度を冷房 28℃、暖房 20℃を目安として運転。
 - ・電球・蛍光灯は省エネ型に交換する。 など

○ 地球温暖化対策計画の点検と評価

温室効果ガス排出抑制への取り組みとその効果として、2011 年度の温室効果ガス排出量は前年度比－3.4%である。2010 年から照明を順次 LED に交換し、2012 年末には全照明 600 個中 80%が交換済みとなった。また、観覧通路の夏冬のドア閉めは CO₂ 削減に大きな効果があった。

如何に温暖化の係数を減らすことによって、利益が上がるかということを考えている。

【株式会社戸田家の取組について紹介】

○ 戸田家における地球温暖化対策への取り組み

戸田家では、地球温暖化問題の解決に向け、温室効果ガスの排出量を減少させ、長期的、継続的に温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

- 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組み
燃料使用量の削減（具体的な取組み）
 - ・客室清掃時には、必ず空調機器を停止する。
 - ・灯油、LPG、等温室効果ガスの排出量の少ない燃料設備を導入する。 など電気使用量の削減（具体的な取組み）
 - ・事務所等は冷房効果の向上のため、ブラインドを下ろし、空調機の運転を控え、扇風機の導入を増やす。
 - ・館内照明の管理はフロントで徹底する。
 - ・各パントリーの照明・空調は作業終了時、必ず消灯・停止する。 など社用車の燃料使用量の削減（具体的な取組み）
 - ・バイオ燃料製造装置を使用して軽油代替燃料にし、ディーゼル車に使用する。 など

水使用量の削減（具体的な取組み）

- ・使用頻度の高い蛇口に節水装置の取り付けを増やし、水量調整を実施する。
- ・厨房やシンクなど、水をよく使用する場所に「1分間の使用で約6円かかる」という表示をして、みんなに徹底している。 など

廃棄物の減量（具体的な取組み）

- ・生ごみは全て生ごみ処理機で処理し、肥料としてリサイクルし、調理残さは養殖漁業用飼料としてリサイクルし、循環型を構築する。
- ・ダンボールも持ち込んだ業者に引き取らせる。 など

○地球温暖化対策計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等
温室効果ガスの排出抑制を目指すため、1997年度の各使用量を2013年度に〇%削減するという目標値を設けたが、すでに2012年度においてほぼ目標値を達成している。計画の実施、運用を図るため、地球温暖化対策推進会議・地球温暖化対策部会・地球温暖化対策推進責任者の実施体制を敷き、月1回の全体朝礼にて数値を周知している。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：戸田家の取組みの中で節水器を導入とあるが、水の勢いがとまらないけれども水の量が減るといものなのか。

戸田家：そのとおりです。

委員：自分の事業所において、電気を消すよう言っても、なかなか徹底されない。その徹底方法を教えてもらいたい。

戸田家：各部署の部課長会議で担当部門の区分分けをして、各部署に徹底的に管理してもらおう。また、張り紙を行っている。後は、人感センサーもひとつの方法であり、館内の省エネについては、フロントの集中管理を行っている。清掃時はメインスイッチを消すことの徹底も行っている。

水族館：室長に電気を消すよう徹底している。（消さなければ評価が下がる）また、館長自ら館内を巡回している。そのようなこともあって、今は普通に電気が消えている。とにかく徹底が大事である。LEDに換えることの意義を全体会議で話した。必要性が分かってもらえれば皆納得する。

委員：LEDに換えた場合、何年で元が取れるか。

水族館：水族館の場合約4年である。（取付けは設備担当職員が行うなどの企業努力は行っている。）削減努力は業者等に頼らず、自分でシュミレーションすることが大事である。

委員：観覧通路のドア閉めに関して、お客さんから苦情はなかったのか。

水族館：最初はあったが、震災以降の節電意識から今はない。

戸田家：震災以降は節電意識が高まっている。クレームがなくなり、逆にお客さんから「もったいないから電気を消せ」という提案をいただく。

委員：天ぷら油を買い取ってくれる会社が近くにあるのか。

戸田家：津にある。天ぷら油を回収に来て、有価で買い取ってくれる。その会社は回収した油を持ち帰り、精製してBDFに変えたものを持って来てくれて、それをディーゼル車に使用している。

〔会長〕

次に、「温室効果ガスの排出量を削減するための基本的取組」として、家庭での取組について紹介をお願いします。

〔事務局〕

【家庭の省エネ大辞典について説明】

家庭の省エネ大辞典とは、一般財団法人省エネルギーセンターがまとめた、家庭で簡単にできる省エネのガイドブックであり、省エネルギーセンターのホームページから確認できます。内容としては、エアコンを例にとってみますと、室内温度の目安設定や、その温度に設定すると年間に節約できる金額や、CO₂削減量が具体的に数値化されているものです。また、家庭で一番電気を消費するものや、待機時消費電力についても紹介されています。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：インターネットで見れるということだが、市役所から市民への告知はしているのか。

事務局：この紹介させてもらった家庭での取組、鳥羽水族館・戸田家の取組を合わせたものを、地域推進計画として市民に周知していきたい。この家庭での取組を周知したことはありません。

会長：こういう取組を広報に載せるのが一番先なのではないか。

委員：広報に載せるのはいいと思うが、文章ではなかなか見ない。必要なところを抜粋して、絵入りで分かりやすく大きく書いてもらえるとありがたい。

会長：全部の取組を入れなくてよいから、広報へ載せ、周知をお願いします。

事務局：わかりました。

委員：周知の方法ですが、平成 26 年度新ごみ処理場完成に伴う分別説明会を各町内会へ回ると聞いているが、その時にこの話題も一緒

にしてもらえればと思う。書いたものはなかなか見ないので。

会 長：鳥羽市全体で、広報にも載せ、こういう取組をしていますとアピールすれば、マスコミにも取り上げられ、観光客が増えるかもしれない。

委 員：鳥羽水族館・戸田家・市役所の取組は、一般市民にあまり知られていない。既に先駆けてやっている取組を知ってもらい、だから市民全体でやろうということと呼びかける形がより効果的ではないか。

事務局：ごみ減量の側面からも、説明していきたい。

委 員：紙に書いてあるよりも、言われたほうがわかりやすい。

戸田家：戸田家においても、紙で配ってもなかなか見てくれない。毎月の朝礼でも、家庭で出来るかやってくださいと話している。(エアコン冷房時に1℃上げると年間670円の節約 など)家庭で実践できるこれらのことを、戸田家に置き換えると大きい。紙で配るよりも言ってあげるほうが、効果があるかもしれない。

会 長：なかなかこういう話をするから集まってくれと言っても集まらない。機会があることにする。口うるさく言う人が一番である。

〔会長〕

次に、資料5をご覧ください。今後の地域推進計画策定スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

【地域推進計画策定スケジュールについて説明】

平成24年度は環境保全審議会をあと1回開催します。内容は、例年とおりの審議会の内容と、地域推進計画の具体的な取組事項を、次回審議会までに各委員から提出いただき、その意見を基に計画案を具体化して協議してもらいたいと考えています。平成25年度は年3回を予定しており、第1回で引き続き地域推進計画の協議、パブリックコメントの募集時期を決定し、第2回でパブリックコメントを基に最終版を決定し、第3回で各委員に配布したいと考えています。

〔会長〕

次に、資料6をご覧ください。鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成(案)について事務局より説明をお願いします。

〔事務局〕

【鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成(案)について説明】

構成案として、資料6のように考えさせていただきました。他の市町の地域推進計画、三重県の実行計画もこのような構成になっています。

（鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成（案）が三重県地球温暖化対策実行計画のどこに載っているか説明）

先ほど紹介された鳥羽水族館・戸田家など事業所の取組、暮らしの中での取組、再生可能エネルギー等を基本方針と考え、その基本方針の細かい取組の説明を考えてもらい、その考えていただいた内容を具体的な取組事項（資料 6）の用紙に記入してもらいたいと考えています。また、他の市町の地球温暖化対策地域推進計画を今から回覧しますのでご覧ください。記入にあたっては、三重県地球温暖化対策実行計画、鳥羽市の地球温暖化防止実行計画・新エネルギービジョン、家庭の省エネ大辞典などを参考にしてください。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：具体的な取組事項は、県や他市町の計画と同様な取組でもいいし、斬新な取組でもよいということか。

事務局：鳥羽市に見合った取組を考えていただければと思います。温暖化防止の取組について、何でも結構なので、思いつくことを記入してください。

会長：鳥羽市独自のものを作っていくのに、各委員の皆さんに意見を出してもらおうということでしょうか。

事務局：そのとおりです。2月8日（金）までに資料6の用紙を使って、FAX等で事務局まで提出をお願いします。

委員：市民向けの計画の策定を目指している訳だが、どういう立場で書けばいいのか。説明してもらった事業所の取組を各家庭に押し付ける訳にはいかないと思うが。

事務局：この地域推進計画とは、市民・事業所・行政があって、その3つが協力しながら作るものと考えています。それぞれの役割があると思うので、それを思いつく範囲で書いていただければよいと思います。

委員：これは市民の取組、これは事業所の取組と分けて書くのか。

事務局：地域推進計画の中では、分けさせてもらおうと考えていますが、提出いただいたら事務局で案を作成し、皆さんで協議してもらおうと考えています。

会長：事業所・市役所のことは別として、家庭のことは書きやすいんじゃないでしょうか。その他気づいたことを箇条書きで書けばよいかと思います。

事務局：それぞれ各委員の思うところを書いていただければよいかと思えます。市民の立場なら市民の立場だけでも結構ですし、書けるこ

とを書いていただければと思います。

委員：基本的には、他の市町のような形にもっていきたいのか。こんな何ページもあると、誰が読むのかという話になる。

事務局：冊子と概要版を作る予定でいます。

会長：概要版なら結構読んでくれるかもしれない。冊子は興味ある人しか読まない。

事務局：冊子は施設や学校に置かせてもらい、概要版は各戸配布を考えています。

会長：わかりやすく書いて、学校の総合学習などで子供達に話したほうが、大人に話すよりも効き目がある。

委員：リサイクルパークに小学4年生が環境学習で来てもらっており、地球温暖化について、県の資料を基に話をしている。その後、アンケートを書いてもらい、その結果をみると、我々の思いつかないようなことを書いてくれている。環境学習を通じて、子供に話すだけでも効果がある。色々な機会を通して、こういうことに気をつけましょうというのを紹介すれば、どんどん効果が上がってくる。

会長：せっかく策定するのであれば、市民に読んでもらえるものが一番であり、概要版や学校等でうまく利用できたらいい。策定して積んで置くだけでは意味がないので、そういうことのないように考えてやっていってほしいと思います。

事務局：了解しました。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：鳥羽市新エネルギービジョンは策定して、そのままになっているのか。

事務局：この12月議会で新エネルギービジョンについて議員から質問があり、実際のところ作ったままになっており、見直しもされていません。ビジョンの中では見直しもしていくとなっているが、このビジョンを作った時にかなり経費がかかっており、経済産業省の事業費で行ったので策定できたが、また市費で見直しとなると非常に難しいということで、この地域推進計画に新エネルギービジョンを盛り込んで見直しを行うと経費もかからず、また、同じような計画が2つあっても皆さん戸惑うだけなので、この地域推進計画の中に盛り込んでいきたいと議会で説明させていただきました。事務局で新エネルギービジョンの中の必要なことは地域推進

計画に取り入れ、再生可能エネルギーに関することは案を作成し、見直しをしたというかたちを作りたいと思っています。

委員：菅島の採石場について、環境課としてはどう考えているのか。

事務局：環境保全という面からは、普通ではない。また、法的にどうかという話になると別の話になると思います。

委員：環境課から自然破壊と意見が言えるのでは。

事務局：行政の立場で、それが環境課としてダメとかいう権限は与えられていません。

委員：この審議会はそういう意見を言える場だと思っていたのだが。

会長：この審議会は生活全般の環境保全に関することである。ただ、一番問題なのは、伊勢志摩国立公園内で採石を行っていることだと思う。その行為が法律で許可されているのが問題であって、ここで審議ができないのが実情だと思っている。

事務局：「鳥羽市民の環境と自然を守る条例」があり、環境保全に関することは環境課であるが、開発・施設整備に関することは建設課であり、担当部門が違ってきます。

会長：長年続いている問題であり、なかなか難しい問題だと思っています。

〔会長〕

それでは、終了時間も過ぎてしまいましたので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。皆様のご協力により無事終了できました。ありがとうございました。

平成24年度第3回鳥羽市環境保全審議会議事要旨



日 時：平成25年2月20日（水） 14時00分～16時00分
場 所：鳥羽市役所 本庁舎3F 市議会第3委員会室

1. 開 会 〔事務局〕

本日は、お忙しい中、第3回環境保全審議会にご参集いただきありがとうございます。
ございます。

ただいまから「平成24年度第3回環境保全審議会」を開催させていただきます。当審議会の開会にあたり、環境課長の細木よりご挨拶を申し上げます。

あいさつ 〔課長あいさつ〕

本日は、お忙しい中、平成24年度第3回鳥羽市環境保全審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の会議は、この1年間の環境行政の実績報告と、これまで2回審議会を重ねてきた「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」について、委員の皆さんからいただいた意見を基に、事務局で素案を作らせてもらいました。

その素案を委員の皆さんと共に、平成25年度にかけて計画を策定していきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

2. 鳥羽市環境保全審議会出席委員数報告について〔事務局〕

本日の出席委員は、14名中9名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第1項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

本日は、例年の環境保全審議会でご報告させていただいている、今年度市内でありました典型7公害等に関する苦情や対処について、まず報告させてもらい、前回までの審議会の協議事項でありました「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」の協議に引き続き入らせてもらう予定です。

では、前回の審議会において選出されました古田会長に、これ以降の審議につきましましては、議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

(1) 平成23年度鳥羽市環境保全審議会報告（資料1）

〔会長〕

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

3. 報告事項のうち「(1) 平成23年度鳥羽市環境保全審議会報告、(2) 平成24年度公害の種類別苦情件数」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

昨年、平成23年度鳥羽市環境保全審議会では報告と協議した内容をまとめ、会議録とさせていただきました。

内容的には、報告事項として、①連絡等で寄せられた典型7公害②鳥羽市地球温暖化防止実行計画（温室効果ガス排出量の報告、内部環境監査の報告）③省エネ診断結果④「藻場を守り育てる」事業を報告し、これらについていただいたご意見、ご提案をまとめ、「鳥羽市地球温暖化防止対策地域推進計画の策定について」②「海岸漂着物対策について」の審議内容について明記をさせていただきます。

(2) 平成24年度公害の種類別苦情件数（資料2）

〔事務局〕

平成24年4月から平成25年1月の期間において、通報等があった事案を記載しております。典型7公害のうち水質汚濁1件、騒音2件、悪臭1件その他、後を絶たない不法投棄6件、犬猫関係3件でした。

主な案件として、水質汚濁（浄化槽の排水について）は、市民より近所のホテルの浄化槽の排水が汚れているので注意してほしいとの連絡があり。現地確認をしました。県から勧告が出された後、ホテルから改善措置報告が提出され、水質検査の結果、現在は適切に管理されています。

騒音（電車の騒音について）は、事業所より電車（近鉄）の騒音がひどいので、測定してほしいとの連絡がありました。この地域は、騒音規制法では騒音排出基準が55でデシベルですが、これは特定施設に対する基準であり、電車には該当しません。また、何回測定しても基準外であるため、近鉄に対策を講じてほしいことを伝え、近鉄は騒音対策工事を行いました。

不法投棄（生活ごみの不法投棄について）は、安楽島町に生活ごみが捨てられているとの連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡し、厳しく注意されました。この現場は普段からよくごみが捨てられる場所でありましたが、その後はなくなりました。

以上のような苦情があり、すべて解決しています。

不法投棄等は、故意で行い、悪質なもののばかりであることから、撲滅に向け、引き続き、環境パトロールの強化や定期的な啓発活動を実施していく必要があります。

〔会長〕

委員の皆様 何かご質問はございませんでしょうか。

委員：環境パトロールは週に何回実施しているのか。

事務局：週2回、月曜日と木曜日に実施しており、主要道路の回収パトロールにあたっています。

委員：不法投棄も回収しているのか。

事務局：本来、自分の土地は自分で管理してもらうのが前提条件です。志摩市などは、徹底して土地所有者に処理してもらっているが、鳥羽市ではある程度処理しています。

委員：ごみはない所には捨てられず、ごみがある所に捨てる。石鏡のポセイドンの谷にたくさんごみが捨てられており、私も拾おうと思ったが、あまりにもたくさんあるので、一度現場確認してほしい。

会長：一度その現場を環境課で確認して下さい。

事務局：了解しました。

会長：堅神町の騒音について、特定施設とあるがどういうことか。

事務局：建物の施設ではなく、会社が所有している機械が対象になります。大きな音を出す機械類は、県に報告するようになっており、今回の件については、対象ではありませんでした。近鉄としては、規制もなく、法律でどうしてもしなければならない事でもありませんが、事業所は困っています。測定してみたところ、100デシベル近くあり、近鉄に何か対応してもらえないか相談したところ、路線も老朽化しており、近鉄で騒音対策工事を行っていただきました。騒音測定をしたことにより、いいきっかけになったと思います。

会長：何回測定しても基準外のためとあるがどういうことか。

事務局：今回の件については、騒音規制法としては、基準から外れており、騒音が大きくても規制はできない規制対象外ということです。

(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画について（資料3, 4）

〔会長〕

次に、3. 報告事項の「(3) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画、(4) 国内クレジット」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

① 平成23年度温室効果ガス排出量について（資料3）

現在、委員の皆さんに地球温暖化対策地域推進計画の策定を目指していただいておりますが、それ以前に、鳥羽市地球温暖化防止実行計画を策定して、取組んで参りました。では、報告させていただきます。

平成23年度温室効果ガス排出量は 7,784,100Kg、平成22年度より 369,334Kg 減少しています。

減少した要因は、震災以降公共施設全体で節電への取り組みが進んでいることや、各室内の蛍光灯の間引き、小中学校や幼稚園、ひだまり等に太陽光発電システムが設置されたことです。これにより電気使用料が平成22年度より 1,262,481 kWh 減少しました。

今後も CO2 排出量の4割にあたる電気の使用削減に向けて、電源スイッチをこまめに切り、昼休み・未使用の部屋・トイレ・廊下・OA 機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜くことや、冷暖房等の温度管理・運転管理を徹底していきたいと考えています。

資料3の温室効果ガス排出量の増減推移をご覧ください。

平成20年度を基準年度として、平成21年度は前年度比1%増加しました。平成22年度は逆に前年度比1%減少となり、平成23年度は前年度比4.7%減少となりました。

目標年度は平成31年度であり、平成20年度に対し、10%（年1%ずつ）の削減を目標としていますので、目標年度の数値に向けて取組んでいきたいと思っております。

② 内部環境監査の報告について（資料4）

鳥羽市地球温暖化防止実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組み検討などについて定期的に進行管理を実施していくことが重要であるため、平成25年1月21日～23日の3日間で内部環境監査を実施しました。

監査時には、各課の推進担当者に「エネルギー使用量集計表」「温室効果ガス排出量の比較と対策」「内部環境監査チェック表」を記入してもらい、「エネルギー使用量集計表」については、集計表を記入する際、前年度の同月と比較して、増加している場合はなぜ増加しているかなど点検した上で、その内容を朝礼で周知するよう指導しました。

また、毎月第2火曜日を「地球にやさしい日」として、市では取組んでいますが、庁舎周辺のごみ拾いを最低一人年一回参加し、エコ通勤については、普段自動車通勤している人が、自転車・バスなどを利用し通勤する。残業することによって電気代が発生するので、エコノー残業デーには残業しないようにする。昼休みの消灯については、窓口業務をしている課もありますが、入口の照明のみを点け、奥の照明を消す。エネルギーの年間使用量が、前年度より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するよう指導しました。

「温室効果ガス排出量の比較と対策」ということで、環境課の例を挙げていますが、平成22年度と平成23年度を比較して、電気量・軽油・A重油の使用を削減することができました。軽油については、火葬場で使用しており、年々火葬実績も上がっていることから増加し、ガソリンについては、平成23年度緊急雇用創出事業で、市内パトロールを行っていたことにより、増加しております。各課において、なぜ増加したのか、増加原因に対しどう対応していくのかを聞き取りさせていただきました。

「内部環境監査チェック表」については、特にパソコンの待機電力を削減するため、環境課・会計課・消防署以外の課において、スイッチ付のテーブルタップを購入し利用するよう指導しました。

他に、地球温暖化対策地域推進計画の話もさせてもらい、鳥羽水族館・戸田家の徹底した削減取組についての紹介、また、市役所が事業所・市民の見本になれるよう取組を行いたいと伝えました。

(4) 国内クレジットについて（資料5）

市では、平成12年度より学校等の公共施設に省エネ化とCO₂の削減目的のため、太陽光設備を随時設置しており、現在は合計で9施設に上ります。

これまでのこういった取り組みが評価され、国内クレジット制度の対象となり、その対象施設が安楽島小学校、弘道小学校、鳥羽東中学校、加茂中学校、かもめ幼稚園、加茂小学校の6施設です。

本制度の対象期間は、平成22年9月から平成25年3月までであり、6施設合計のCO₂の総削減量は100トンになる予定で、クレジット価格をトン1000円で換算すると、約10万円の環境価値となります。

この取り組みに対して賛同してもらったのが、株式会社戸田家であり、今回全量買い取っていただきました。

戸田家さんから市に入ってくる10万円の使い方としては、教育委員会の小中学校の環境教育に関わる予算に利用することになっています。

また、学校等の太陽光発電設備に係る国内クレジット制度の活用は、県内市町で初の取り組みとなります。

委員：補足説明させてもらおうと、一般家庭で年平均排出されるCO2量は約3トンと言われているので、100トンというのは、約33軒分ということになり、それだけの環境負荷を太陽光発電によって、低減しているということになります。

〔会長〕

委員の皆様、鳥羽市地球温暖化防止実行計画、国内クレジットについて、何かご質問はございませんでしょうか。

委員：内部環境監査ですが、誰が行っているのでしょうか。

事務局：各課に推進員がおり、その推進員に対し、環境課が監査を行います。ISOのように、各課に1人責任者がいて監査を行っているわけではありません。

委員：「地球にやさしい日」の取組ですが、クリーンデーは、年に1人1回の出席ですか。

事務局：現在3年目の取組ですが、出席者は、ほぼ固定されてきており、同じ人だけでなく、最低年1人1回は出席してもらうようお願いしています。今回添付させてもらった資料は、環境課だけの資料ですので、出席者は5人程度ですが、クリーンデーには、本庁舎で毎回10～15人が参加しており、教育委員会・定期船課・消防署・ひだまりの各施設で実施しています。本庁舎周辺では、旧鳥羽小学校・城山公園・岩崎あたりを約40分程度かけて、ごみ拾いを実施しています。

会長：環境課の資料だけでなく、全課を足した市役所全体の資料はないのですか。

事務局：次回の審議会で報告させていただきます。

会長：国内クレジット制度についてですが、今回の総削減量は100トンの予定で、クレジット価格をトン1000円で換算すると、約10万円の環境価値となるとあるが、年間10万円なのか。

事務局：今回の対象期間は、平成22年9月から平成25年3月までで約10万円となり、年間では約5万円となります。

委員：このクレジット事業は、他の事業所にも声をかけたのか。

事務局：エネルギーの地産地消という観点から、CO2排出量の多い第2種エネルギー管理指定工場に指定されている市内の事業所5社に、国内クレジット制度支援業者から声をかけさせてもらったところ、戸田家さんのみ良い回答をいただきました。市として、戸田家さんにのみ声をかけたという訳ではありません。

委員：戸田家が10万円支払うメリットとは、どのようなものか。

- 会 長： 国内クレジット制度を活用すると、CO2 排出量の多い第2種エネルギー管理指定工場に指定されている事業所などは、県に提出する地球温暖化対策計画書の温室効果ガス排出量を買った分だけ削減できます。そういった事業所は、年間削減量を決めて県に提出する訳ですが、目標数値に達しないと県からの罰則規定はないが、それだけ削減できるとより削減目標数値に近づくので、取組が楽になります。
- 事務局： 国内クレジット制度は、先進国が後進国の森から排出される CO2 排出削減量を買取るイメージです。
- 委 員： CO2 をより多く排出している事業所が、責任を持ちなさいという意味か。
- 会 長： そうです。CO2 排出量の多い事業所は、それだけ CO2 排出量に対し、足かせを設けているということです。
- 委 員： 企業も排出量がなかなか減らないとなると、増えた分を政府が海外から排出権を何千億という金額で買い取っています。それでは国内のお金が海外に流出するだけなので、国内の中で中小企業と排出量の大きい企業とのやり取りの中で、排出量が削減できないかというのがコンセプトです。
- 委 員： CO2 排出量のそんなに多くない事業所も買い取らねばならないのか。
- 会 長： そういう買い取らねばならないという性質のものではありません。
- 会 長： 鳥羽市として、太陽光発電施設はこれだけか。
- 事務局： 現在は6施設です。施設に対する設置費用は、市単独事業では費用がかさむので、学校については、グリーンニューディール基金を活用して太陽光発電設備を設置しました。その他の学校には、その基金がなくなったので、普及できていません。
- 会 長： 他にご質問はございませんでしょうか。
- 委 員： 資料3について、平成 23 年度温室効果ガス排出量「要因別の排出状況」に、その他 22%とありますが、その内訳はどういったものなのか。
- 事務局： 燃料使用量の軽油・灯油にあたります。軽油については、定期船の高速船に使用しているため、使用量が大きくなっています。灯油については、火葬場で主に使用しています。
- 会 長： このあたりが削減できれば、経費の削減にも、CO2 排出量の削減にもつながる。液化石油ガスとは、何に使用しているのか。
- 事務局： 湯沸かし器です。

4. 審議事項

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（資料6）

〔会長〕

次に、4. 審議事項の「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画」について、事務局より説明を求めます。

〔事務局〕

前回の審議会でお伝えし、委員の皆さんから提出された「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」を、まとめましたのでご覧ください。

「生活に関すること」、「事業者の具体的な取組」、「市が率先して導入・実行したもの」、「交通・移動に関すること」、「再生可能エネルギーに関すること」、「環境学習に関すること」、「観光地【鳥羽】の特性を活かした取組」、「その他の意見」これらの意見を反映させてもらい、「鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）」を作成させていただきました。

【鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画（案）についての説明】

〈計画の基本的な考え方〉

・地球温暖化とは、地球規模の影響を及ぼす深刻な問題で、温室効果ガスは、その多くが、化石燃料を使用したときに発生する二酸化炭素である。温暖化防止のためには、一人ひとりの取り込みが不可欠となる。京都議定書では、1990年比で6%の削減を約束し、2011年の東日本大震災と原子力発電所の事故により、再生可能エネルギーの利用の意識が高まっている。

・計画の目的としては、市民・事業者・行政の各主体が、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とし、第五次鳥羽市総合計画、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「市全体の地域計画」として位置づける。

・計画期間は、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までの10年間とし、基準年度は平成20（2008）年度とする。

・計画の対象範囲は、市全体を対象とし、市民・事業者・市の役割がある。

・対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とし、平成20（2008）年度の温室効果ガスの排出量は、国の定める温室効果ガス排出量策定ガイドラインに従い算出すると、253.2千トンCO₂となる。

〈温室効果ガスの削減目標〉

・1次目標として、平成30（2018）年度の温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008）年度の排出量より5%削減する。

・2次目標として、平成35（2023）年度の温室効果ガスの総排出量を平成20年度（2008）年度の排出量より10%削減する。

〈温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項〉

具体的な取組事項については、各委員の意見を反映させながら、事務局の意見としても、特に再生可能エネルギーに関するものは、鳥羽市新エネルギービジョンの中の必要箇所を取り込んで作成しました。

① 市が率先導入したもの（循環型社会の形成）

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- ・ 地球にやさしい日
- ・ エコチャレンジ！みどりのカーテンプロジェクト
- ・ 鳥羽市リサイクル活動拠点施設「リサイクルパーク」
- ・ 公共施設『生ごみゼロ』プロジェクト、離島生ごみゼロプロジェクト
- ・ 生ごみ処理容器購入費、事業系生ごみ処理機設置費補助事業
- ・ 再生資源回収事業奨励金事業
- ・ 藻場再生事業
- ・ 国内クレジット制度によるCO₂削減活動
- ・ 木質バイオマスの利用を促進

② 交通・移動に関すること（地域環境の整備及び改善）

- ・ 鳥羽市「エコ交通」推進月間の実施
- ・ 地球にやさしい日の拡大
- ・ 公共交通機関の積極的な利用
- ・ クリーンエネルギー自動車の普及推進
- ・ エコドライブの実施
- ・ 環境エネルギー関連技術の導入促進と地域の活性化

③ 事業者の自主的取組促進に関すること（事業者の活動促進）

- ・ 温室効果ガスの計画的な削減
- ・ 環境にやさしい事業活動のすすめ

前回の審議会で報告していただいた、鳥羽水族館と戸田家さんの取組をまとめさせてもらいました。

- ・ エコオフィス運動の推進
- ・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・ 再生可能エネルギー等の導入
- ・ クリーンエネルギー自動車の導入
- ・ カーボンオフセット等によるCO₂削減活動の推進

④ 生活に関すること（住民の活動促進）

・ 家庭における省エネ行動の推進

各委員さんからいただいた、家庭における取組についての意見は、省エネルギーセンターが作成した「家庭の省エネ大辞典」に記載されていますので、その省エネ大辞典を活用させてもらいました。

・ 脱温暖化行動の推進

・ 「ごみゼロ社会」づくりの推進

・ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進

・ 再生可能エネルギー等の導入

・ クリーンエネルギー自動車の導入

⑤ 再生可能エネルギーに関すること（再生可能なエネルギーの利用と循環型社会の形成）

・ 再生可能エネルギーの普及促進

ここでは、太陽光発電など9つの再生可能エネルギーの利用方法と利用技術を紹介しています。

・ 鳥羽の自然を活かした再生可能エネルギーの利用、導入

・ 再生可能エネルギーを用いた多様な交流

・ みんなで進める鳥羽の再生可能エネルギー利用

⑥ 各主体と連携した人づくりの推進（環境学習）

・ 環境学習、環境教育の推進

・ 学校における再生可能エネルギーの導入

・ 市民、事業者への効果的な情報提供等の展開

⑦ 地域の資源を活かした取組に関すること（観光業・地産地消）

・ 地産地消の推進・エコツーリズムの推進

・ 再生可能エネルギーを用いた多様な交流

・ 環境保全への先駆的な取組

・ 観光客に対する公共交通機関利用の啓発

・ 環境、エネルギー関連技術の導入促進と地域の活性化

〈計画の推進と点検、評価、見直し〉

・ 毎年、取り組み結果を点検及び評価し、広報紙、ホームページ等により公表します。また、鳥羽市環境保全審議会による外部環境審査を毎年実施し、点検・評価を行います。

この域推進計画（案）には、グラフ・写真等が少なく見づらいと思いますので、次回の審議会には、グラフ等を盛り込んだ案を提出させていただきます。

〔会長〕

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

委員：事業系生ごみ処理機設置費補助事業について、補助金額はいくらか。

事務局：1機あたり上限200万円です。処理機本体は約400万円で、市内約5事業所が導入し、堆肥化しています。

委員：その堆肥化したものについては、一次処理しかされていないものは滅菌・殺菌されていないため、そのまま畑に蒔くと、猪や鹿に荒らされる。また、直接土に入れた場合は、腐敗する恐れがある。だからそのまま使えないので、困っている所もあるようです。

委員：そうやって溜まってくる堆肥は、焼却場で受け取ってもらえるのか。

事務局：可燃ごみとして受け取ることは可能です。

会長：そういった堆肥化したものが、うまく回っていけば、ごみが少なくなるが、なかなか難しい問題です。

委員：補助事業はいつまで続くのか。

事務局：市は、ごみの減量化に取り組んでいるため、継続していきます。平成24年度予算では2件分あり、年度によって補助件数が違います。

会長：地球温暖化対策地域推進計画について、何かご質問はございませんでしょうか。

事務局：この地域推進計画（案）を持ち帰ってもらい、3月末までに委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

委員：地域推進計画（案）の1ページに、地球温暖化の状況として、「一人ひとりの取組が不可欠です」また、計画の目的として、「未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的とする」とあるが、この計画書が誰に向けたものなのかが、見えにくくなっています。「市民のみなさん、見て取り組んでください」なのか「行政として考えていることを提示しているだけ」なのか。

会長：市民に対して、このように取り組んでくださいお願いしますというようなやり方でないと意味がない。市民の方をお願いして、市ではこのように考えているので、みなさん協力してCO2削減に取り組んで、鳥羽市全体でこういうことをやっていきたいと思います。ということが一番大事だと思います。

事務局：地域推進計画（案）の1ページの計画の目的でも、主語が「市民・事業者・行政の各主体が」となっていますので、それぞれの役割

として、やっていかなければならないということを、この計画に盛り込みたいと思います。

会 長： 文章だけでなく、グラフや絵も入れてください。

事務局： イラストや写真を入れて、なるべく文字数を減らしていきたいと考えています。また、概要版も併せて作っていただきたいと思います。再生可能エネルギーに関しては、新エネルギービジョンの見直しを含め、市の内部で調整していきたいと思います。市としてできること、できないことを仕分けして、皆さんに提示したいと思います。また、今後の予定としては、平成 25 年度も 3 回の審議会を開催する予定です。

委 員： この計画書の温室効果ガス削減目標で、5%や 10%削減することを目標としているが、現実に CO2 削減していけるのか。

事務局： 第 1 回の審議会でも、そのあたりが議論になったところで、実際に測定するのも予算的に無理であり、国の簡易マニュアルを使用して排出量を算出するのが現状です。個人が家庭でどういう取組ができているかについて、モニター的な人を選ぶか、アンケートでどれくらい実施できたか、など効果がどれくらい表れたか調査しないと見えてこないと思います。また事務局で検討して、委員の皆さんに示させてもらいます。

会 長： 「こういうことをしますので意見はありませんか」と広く意見を求めることは大事だと思います。委員に求めた「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」などを、市民の方から募る。市民からの意見が反映されれば、地域推進計画を見られると思います。

事務局： 検討します。そして、この案については、パブリックコメントを求め、最終案を決定したいと思います。

会 長： どういう形で求めるのか。

事務局： ホームページに載せたり、市役所に閲覧しにきてもらうことを考えています。

会 長： ホームページ・広報の両方に載せて周知してください。

事務局： 了解しました。

委 員： 「温室効果ガスの排出量を削減するための具体的な取組事項」について、せっかくのいい機会なので、委員から計画の策定の時だけ求めるのではなく、市民の方に定期的に募ってはどうか。そうすると、市民の皆さんの関心を繋ぎとめることができるのではないかと。

事務局： それを反映させて、定期的に見直すのもいいと思います。

委員： そうすると「私たちの計画」になる。市民の方を引っ張り込んでいくのが大事だと思います。

〔会長〕

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

〔事務局〕

長時間にわたり委員の皆さんありがとうございました。本日いただいた意見ですが、典型7公害の不法投棄の現場も、早速見に行ってきます。地域推進計画につきましては、3月末までにご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

公害の種類別苦情件数

対象期間：平成25年4月～平成26年1月

名称	件数	内容	月日	地区	対応	
典型 7 公害	大気汚染	1	工事現場における粉じんの飛散について	10月4日	幸丘	町内会長より解体工事の際の粉じんが飛散しているのでは何とかしてほしいと連絡があった。現地確認を行い、解体業者と話し合いを行った。その後、散水器を2台用意し、飛散防止に努めた。
	水質汚濁	4	農業用水の変色について	5月17日	畔蛸町	市民より農業用水が真っ黒に変色していると連絡があった。現地確認をしたところ、黒く濁っていたため、三重県環境室による簡易的な検査を行った。その結果、人体に影響を与えるものではないことが判明したため、市民に報告をした。
			加茂川流水の変色について	5月21日	松尾町	農水商工課長より加茂川の水が真っ黒に変色していると連絡があった。現地確認をしたところ、黒く濁っていたため、三重県環境室による簡易的な検査を行った。その結果、人体に影響を与えるものではないことが判明した。
			水路の水質と臭気について	8月20日	相差町	議員より水路の水が黒くなり、臭いもすると連絡があった。現地確認したところ、雨が少なく、水が滞留したままであったため、変色及び臭気の問題が発生したと考えられる。雨が降り、滞留水が流された後、三重県環境室による簡易的な検査を行った結果、人体に影響を与えるものではないことが判明したため、議員に報告した。
			擁壁から流れる汚水について	9月24日	安楽島町	市民よりアパートの擁壁から汚水らしきものが流れ、悪臭がすると相談を受けた。現地確認したところ、擁壁に埋め込んである管から流水し、下部の側溝付近には、雑草とコケが生えており、悪臭も感じた。その後、管理会社に状況を説明し、オーナーと協議すると連絡があった。その後、配管を接続し、側溝へ排水するよう改善された。
	土壌汚染	0				
	騒音	0				
	振動	0				
	地盤沈下	0				
悪臭	1	ごみの異臭について	8月21日	小浜町	市民より集積所にある生ごみの汁が道路に流れ、強烈な臭いを放っているのでは注意してほしいと連絡があった。ごみを出す時間帯に現地確認をしたが、市民の方が言われるほどの臭気は確認できなかった。今後、臭いがするようであれば市民立会いのもと現地確認を行う。	

その他	不法投棄	生活ごみの不法投棄について	4月17日	安楽島町	市民より自分の土地に生活ごみが捨てられているので、何とかして欲しいと連絡があった。警察と一緒に現地確認したところ、捨てた人を特定できる証拠物があったため、警察より厳しく注意がされ、捨てたごみは自分で回収させた。	
			5月16日	畔蛸町	市民より集積所に透明のごみ袋が捨てられているので、何とかして欲しいと連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡した。警察より厳しく注意がされ、捨てたごみは自分で回収させた。	
			5月27日	石鏡町	センター所長よりパールロード上に黄色のごみ袋が捨てられていると連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定できる書類があったため、警察に連絡した。警察より厳しく注意がされ、捨てたごみは自分で回収させた。	
			6月20日	岩倉町	市民より自分の土地に生活ごみが捨てられているので、何とかして欲しいと連絡があり、現地確認したところ、捨てた人を特定することができなかつたため、環境課で回収した。今後は、重点的に環境パトロールを行うことと、不法投棄を見つけた際には連絡していただくよう伝えた。	
		金剛證寺大駐車場の発掘調査について	7月2日	朝熊山	金剛證寺付近で土砂崩落があり、業者が金剛證寺大駐車場にその土砂を運び込んだ。その土砂の中には廃棄物が見受けられ、適切に処理されていないため、三重県、伊勢市、鳥羽市、業者立会いのもと、発掘作業を行った。その結果、コンクリートがら・杭・ロープ等が出土した。三重県が指導を行い、業者は指導された処置を適切に行った。	
		家電製品等の不法投棄について	8月20日	今浦町	町内会長よりテレビと冷蔵庫が捨てられているので、何とかしてほしいと連絡があり、現地確認したが、捨てた人を特定することができなかつたため、環境課で回収した。	
	ごみの持込	1	ごみの持込時における問題について	11月20日	大明西町	業者より所有地に冷蔵庫、バスタブやマッサージチェアなどが捨てられているので何とかしてほしいと連絡があった。警察立会いのもと現地確認をしたが、所有者を特定することができなかつたため、市で処分できるものは回収し、残りは業者に処分してもらった。今後は警察が見回りを強化することとなった。
				5月6日	相差町	ホテルの従業員の持ち込んだごみの中に鳥羽市が使用しているペットボトル回収用ネットがあったため、従業員に出所を尋ねると口を濁すだけであつた。明らかに鳥羽市の回収用ネットを私的に使用していたと思われ、今回の件は本来あってはならない事である旨伝えると謝罪があつた。今後このようなことがないように嚴重注意した。
				9月6日	鳥羽二丁目	議員よりビール瓶等が野ざらしの状態で放置されているので指導してほしいと連絡があつた。現地確認すると、ビール瓶、ケース、机、椅子、冷蔵庫等が放置されており、土地所有者に確認すると、物置き場として貸出していることが判明した。その後、土地の借主から連絡があり、今後プレハブ等設置して管理していくと連絡があり、保管場所として適切に管理していく意思がみえたので経過を観察していくこととする。
				9月9日	安楽島町	市民より自宅前にアオコが大量に漂着しているので何とかしてほしいと連絡があつた。現地確認したところ、大雨の影響で近くの川に溜まっていたアオコが海に流れだしたものと思われる。アオコの発生地と思われる場所は市が管理者であるため、建設課が業務委託により清掃を行い、市民宅の海岸清掃は県の清掃業務委託により行った。
海岸漂着物	2	アオコの大量漂着について	9月9日	安楽島町	市民より自宅前にアオコが大量に漂着しているので何とかしてほしいと連絡があつた。現地確認したところ、大雨の影響で近くの川に溜まっていたアオコが海に流れだしたものと思われる。アオコの発生地と思われる場所は市が管理者であるため、建設課が業務委託により清掃を行い、市民宅の海岸清掃は県の清掃業務委託により行った。	
		筏または棧橋の残骸処理について	12月26日	小浜町	市民より棧橋が壊れた破片のようなものが漂着しているので、処分してほしいと連絡があつた。現地確認したあと、海岸管理者である志摩建設事務所が適切に処理を行った。	

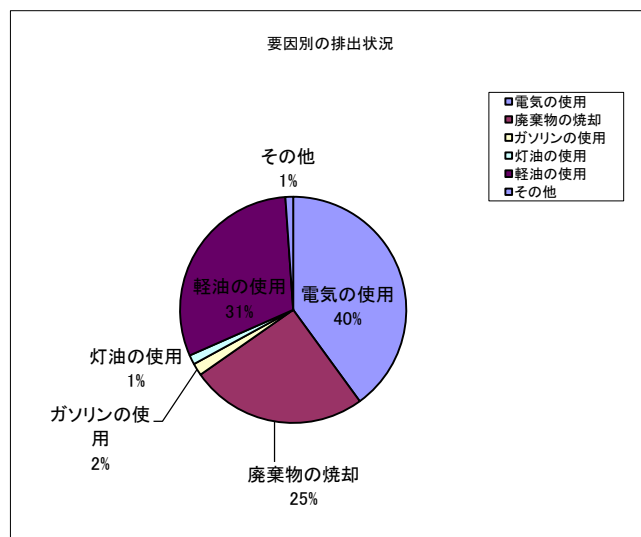
犬猫関係	1	犬の公害防止看板設置について	8月16日	安楽島町	市民より鳥羽中央公園の歩道に犬の糞が放置されているので看板を設置してほしいと連絡があった。市民立会いのもと現場確認を行い看板を立てることを伝え、後日、環境課と建設課まちづくり整備室で看板を設置した。
蜂関係	2	蜂の駆除	7月22日	加茂町	市民より加茂駅付近の高架下にスズメバチの巣があるので駆除してほしいと連絡があった。現地確認をしたところ、高架下高さ約5メートルの場所にスズメバチの巣を発見したため、所有者である近鉄により適切に駆除された。
			8月1日	安楽島町	市民より安楽島町安久志苑付近の遊歩道に蜂の巣ができていたので駆除してほしいと連絡があった。当該箇所の所有者に経緯を説明し、蜂の駆除と注意を促す看板の設置をお願いした。その後、適切に処理された。
	20				

平成24年度 温室効果ガス排出量

調査項目	固有単位	基準年度活動量入力	使用する排出係数	単位	二酸化炭素排出量	単位
燃料 使用 量	一般炭	kg		2.409 kg/kg	0	kg
	ガソリン	L	56,980	2.322 kg/L	132,288	kg
	ジェット燃料油	L		2.463 kg/L	0	kg
	灯油	L	41,061	2.489 kg/L	102,221	kg
	軽油	L	879,071	2.619 kg/L	2,302,504	kg
	A重油	L	21,594	2.710 kg/L	58,512	kg
	B重油	L		2.982 kg/L	0	kg
	C重油	L		2.982 kg/L	0	kg
	液化石油ガス(LPG)	m ³	14,882	1.671 kg/m ³	24,868	kg
	液化天然ガス(LNG)	kg		2.698 kg/kg	0	kg
	都市ガス	m ³		2.011 kg/m ³	0	kg
中部電力(株)	kWh	6,503,762	0.464 kg/kWh	3,017,746	kg	
熱の供給量	MJ		0.057 kg/MJ	0	kg	
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	乾t	709	2695 kg/乾t	1,910,755	kg	
H24年度排出量					7,548,893	kg
基準年度からの削減率					92.81	%
H23年度排出量					7,784,100	kg
基準年度からの削減率					95.70	%
基準年度(H20)排出量					8,133,761	kg

要因別の排出状況

	二酸化炭素 排出量	割合
電気の使用	3,017,746	40%
廃棄物の焼却	1,910,755	25%
ガソリンの使用	132,288	2%
灯油の使用	102,221	1%
軽油の使用	2,302,504	31%
その他	83,380	1%
合計	7,548,893	1
電気の使用、廃棄物の焼却、軽油の使用の合計		96%



内部環境監査 報告書

実施日：平成26年2月3日～5日

対 象：全 課

1. 平成25年度エネルギー使用量集計表の記入状況について

①エネルギー使用量集計表について

- ・前年度の同月と比較し、増加している課については原因を究明し、その内容を朝礼で周知するように指導した。（別添参照）

②地球にやさしい日（第2火曜日）等の取組表について

- ・クリーンデー（庁舎周辺ごみ拾い）については、最低ひとり1回は参加するように指導した。（別添参照）
- ・エコ通勤については、普段車で通勤している人に自転車やバス等を利用するように指導した。（別添参照）
- ・エコノー残業デーの取り組みについては、残業することによって電気代等が発生するので、徹底するように指導した。
- ・昼休みの消灯については、窓口業務がある課においても入り口の照明のみを付け、奥の照明は消灯するように指導した。
- ・26年度からはマイ箸を使用するよう指導した。

2. 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策方法について

- ・年間の排出量が前年より増加している課については、削減に向けた対策を徹底するように指導した。

3. 内部環境監査チェック表について

- ・パソコンの待機電力を削減するため、各課においてスイッチ付テーブルタップを購入し利用を徹底するように指導した。（入庁時にスイッチを入れ、退庁時にスイッチを切る。）

※約50%の部署では既に購入済み。

- ・出張等で席をはずすときは、パソコンの電源を落とすか、スリープモードにするように指導し、グループウェアや会議等で周知する。
- ・運転時にCO₂の排出を減らすため、エコドライブ10の取組をするよう指導し、鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画に記載して周知する。

平成25年度エネルギー使用量()内は平成24年度

エネルギーの種類	単位	建設課	観光課	農水商工課	市民課	総務課	文化会館	企画財政課
ガソリン	l	4,813(3,661)	1,446(1,288)	4,223(4,423)	1,099(1,138)	2,022(2,570)	0	0
灯油	l	0	0	0	0	0	0	40(0)
軽油	l	257(393)	0	0	0	0	0	0
重油	l	1.2(1,680)	0	0	0	0	3,000(3,000)	0
液化石油ガス(LPG)	m2	0	0	0	0(16)	0	18(23)	0
石油系炭化水素ガス	m3	0	0	0	0	0	0	0
電気	kWh	103,760(109,829)	10,054(10,721)	39,505(52,775)	51,345(52,727)	121,571(108,698)	250,028(269,300)	0

エネルギーの種類	単位	税務課	環境課	消防本部	定期船課	教育委員会	水道課	健康福祉課	合計
ガソリン	l	1,162(1,155)	2,079(2,543)	12,138(11,288)	460(393)	4,148(3,602)	2,110(2,176)	9,258(8,869)	44,960(43,105)
灯油	l	0	20,818(18,640)	843(1,150)	0	298(1,052)	0	2,901(3,775)	24,901(24,617)
軽油	l	0	11,472(8,905)	1,773(1,471)	709,040(708,555)	5,230(5,814)	0	44(695)	727,516(725,833)
重油	l	0	330(107)	0	0	0	0	0	3,631(4,787)
液化石油ガス(LPG)	m2	0	2.4(2.9)	56(76)	0	7,374(6,852)	0.1(11.7)	2,935(3,236)	10,385(10,217)
石油系炭化水素ガス	m3	0	0	0	0	0	0	0	0
電気	kWh	0	1,119,308(1,102,414)	58,897(57,221)	37,857(54,436)	728,941(800,412)	1,871,614(1,798,776)	457,420(472,883)	4,732,630(4,890,192)

平成25年度地球にやさしい日(第2火曜日)等の取組参加人数()内は平成24年度

	会計課	建設課	観光課	農水商工課	市民課	総務課	文化会館	選管・監査	企画財政課	税務課	環境課	消防本部	議会事務局	定期船課	教育委員会	水道課	健康福祉課	合計
クリーンデー(月1回)	3(4)	19(14)	0(3)	19(17)	12(7)	34(20)	7(0)	1(0)	32(5)	6(10)	44(26)	89(60)	0(0)	6(6)	6(3)	17(17)	13(12)	308(204)
エコ通勤(月1回)	19(27)	54(54)	0(0)	72(63)	99(85)	45(36)	9(0)	9(0)	27(27)	58(57)	36(33)	3(7)	0(0)	18(18)	0(3)	30(26)	27(36)	506(472)